

石狩市障がい者計画
施策の方向と主要施策（案）

平成 16 年 9 月
保 健 福 祉 部

計画の体系

【基本理念】

わたしたちは、石狩市の自然と人とまちを愛し、障がいのある人もない人も、すべての市民が、地域の構成員として尊重され、共に支え合うことにより、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指します。



基本目標 1

活き活きと自立した在宅生活をおくるために

【主要施策】

1. 住環境の整備
2. 経済的支援の充実
3. 在宅生活に必要なサービスの充実
4. 就労支援体制の整備
5. 外出支援の充実
6. 社会参加・本人活動・余暇活動の充実

基本目標 2

地域で安心して生活をおくるために

【主要施策】

1. 相談体制・機能の充実
2. 保健・医療・リハビリテーションの充実
3. 情報提供機能の充実
4. 都市・生活環境のバリアフリー
5. 介助者支援の充実
6. 保育・教育・学習機会の充実
7. 権利擁護体制の整備

基本目標 3

地域共生のまちづくりを目指して

【主要施策】

1. こころのバリアフリーの推進
2. ボランティア・コミュニティの創出

施策の方向と主要な施策

1 生き生きと自立した在宅生活をおくるために

検討施策内容

- 1．住環境の整備
- 2．経済的支援の充実
- 3．在宅生活に必要なサービスの充実
- 4．就労支援体制の整備
- 5．外出支援の充実
- 6．社会参加・本人活動・余暇活動の充実

1 - 1 住環境の整備

【施策の方向】

障がい者が安全で快適に居住できるよう、バリアフリーに配慮した公的住宅の整備を推進するとともに、障がい者が暮らしやすい住宅改造に関する必要な費用の助成や相談・助言を行います。また、障がい者が地域において自立生活を送るために共同で生活する施設の設置を促進します。

【主要施策】

- ア．身体障がい者等を対象に、住宅改造に必要な資金の助成を行います。
- イ．住宅の段差解消や手すりの設置等障がいの特性に合わせた適切な改造を行うため、その相談に応じる体制を整備します。
- ウ．知的障がい者や精神障がい者が地域で共同生活ができるよう、民間活力を活用しながらグループホームの設置を促進します。

区 分	平成 15 年度末整備量	平成 21 年度末整備目標量
知的障がい者グループホーム	3 カ所	5 カ所
精神障がい者グループホーム	8 人/定員	16 人/定員

- エ．障がい者が住みやすいバリアフリーに配慮した公的住宅の整備を進めます。

区 分	平成 15 年度末整備量	平成 21 年度末整備目標量
障がい者対応公営住宅	18 戸	22 戸

- オ．公営住宅の入居募集において、障がい者世帯に対し一定枠を設けて優先的に入居できるように配慮します。

1 - 2 経済的支援の充実

【施策の方向】

各種手当や助成制度及び貸付制度により、障がい者の生活基盤の安定確保のための支援を推進します。

【主要施策】

- ア．重度心身障がい者の医療費を助成するとともに、じん臓機能障がい者が人工透析療法による医療給付を受ける際の交通費助成制度の促進を図ります。
- イ．障がい者の生活安定のために、障がい者年金や各種手当を始め、各種医療費助成制度の充実に向けて国や道に対し要望します。
- ウ．ウ．障がい者の移動手段を確保し、外出支援サービスを促進するため、福祉タクシー利用券交付等の外出支援サービスを拡充します。
- エ．地域共同作業所で働く精神障がい者に対する生活支援のため、通所に伴う交通費助成事業を実施します。

1 - 3 在宅生活に必要なサービスの充実

【施策の方向】

障がい者がそれぞれの障がいの程度・種類、生活環境に応じて必要なサービスが受けられるように在宅サービス等の量的・質的確保を推進します。

【主要施策】

- ア．心身障がい者及び難病者に対するホームヘルプサービスを充実します。
- エ．老人デイサービスセンターとの相互利用による身体障がい者デイサービス事業を推進します。また、公共施設等の活用を図りながら、身体障がい者専用のデイサービスセンターの設置も検討します。
- オ．知的障がい者の社会参加や自立を図るため、知的障がい者デイサービス事業を充実するとともに、児童デイサービス事業を推進します。
- エ．精神障がい者の作業指導、創作活動等を通じて、社会生活機能の回復を図るため精神障がい者デイケア事業を促進します。
- オ．心身障がい者の介護者が病気、事故等で一時的に介護できなくなった場合に対応するため、ショートステイを推進します。
- カ．介護者の入浴介助の軽減を図るため、入浴の困難な重度の身体障がい者に対して訪問入浴サービスを充実します。
- キ．在宅の重度の身体障がい者が日常生活をより円滑に行うことができるよう、日常生活用具や自助具の給付、補装具の交付事業を推進します。

- ク．寝たきり障がい者の保健衛生の向上を図るため、寝具の丸洗いと乾燥を行う寝具乾燥サービスを実施します。
- ケ．重度の身体障がい者の生活向上を図るため、訪問による理髪サービスを促進します。
- コ．介護者への労をねぎらうとともに在宅福祉の増進に資するため、介護手当支給事業の推進を図ります。
- サ．在宅の重度心身障がい者の生活向上を図るため、紙おむつ支給事業を推進します。

区	分	平成 15 年度末整備量	平成 21 年度末整備目標量
デイサービス	身体	0 箇所・4 名 / 定員	0 箇所・10 名 / 定員
	知的	1 箇所・15 名 / 定員	1 箇所・20 名 / 定員
	児童	2 箇所・30 名 / 定員	3 箇所・40 名 / 定員

1 - 4 就労支援体制の整備

【施策の方向】

障がい者が自立した生活を送るために、一般就労から福祉的就労まで、多様な就労機会の確保と雇用の促進に努めます。

【主要施策】

ア．知的障がい者の自立した生活を支援するため、相談や授産機能等を持つ通所授産施設の設置を促進します。

区	分	平成 15 年度末整備量	平成 21 年度末整備目標量
知的障がい者通所授産施設		1 か所（定員 20 人）	2 か所（定員 40 人）

- イ．一般企業等への就労が困難な障がい者ができるだけ身近な場所で、作業指導や生活訓練等を行う地域共同作業所に対して支援します。
- ウ．授産施設や共同作業所等の自主製品を販売・PR するため、福祉ショップの設置を促進します。
- エ．ハローワークと連携を図りながら、求人に関する情報提供の周知を図ります。
- オ．障がい者の就労を促進するため、国、道と連携して市内の企業への理解と認識を促し、法定雇用率の向上を働きかけます。
- カ．障がい者が就労に適応できるよう、ジョブコーチ（注 1）の利用を促進します。
- キ．障がい者の就業意識の醸成や作業能力等を評価できる機会として効果があるインターンシップ（注 2）の実施について、市内の企業や公的機関などに対して要請します。
- ク．就労している知的障がい者が、将来、自分の力で地域生活を送ることができるよう、民間活力の活用を図りながら通勤寮の設置の促進に努めます。
- ケ．作業能力はあるものの、一般企業に雇用されることが困難な障がい者の就労を促

進するため、福祉工場（注3）の設置について研究します。

コ．障がい者の就労を促進するため、パソコンなどを利用した在宅ワーク等について研究します。

【用語説明】

注1 ジョブコーチ

障がい者が職場に適應できるよう、ジョブコーチが直接職場に出向かい、障がい者が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるよう、企業の担当者や職場の従業員に対しても障がいを理解し配慮するための助言などを行う。

注2 インターンシップ

障がいのある方が、職場において、「はたらくこと」を具体的に体験し就労状況を確認することによって、働く自信を付けたり、また、受入れ事業所の方には障がいのある人を雇うことについての理解や自信につなげてもらうことを目的とした事業所体験事業。

注3 福祉工場

知的障がい者であって、作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できないでいる人を雇用し、生活指導と健康管理等に配慮した環境の下で社会的自立を促進する施設のこと。

1 - 5 外出支援の充実

【施策の方向】

障がい者が自由に地域との交流や社会参加が実現できるよう、障がい者の活動範囲の拡大を図るため、外出支援の充実を図ります。

【主要施策】

- ア．福祉施設や短期入所施設の入退時に、移動手段の確保が困難な身体障がい者に対する移送サービスを推進します。
- イ．身体障がい者の移動手段を確保し、外出を促進するため、福祉タクシー利用券の交付を充実します。（再掲）
- ウ．身体障がい者が自分で車を運転して外出できるよう、自動車運転免許の取得費を助成します。
- エ．身体障がい者が自ら使用する自動車を使いやすく改造するための費用を助成します。
- オ．障がい者の通勤などにおける外出を支援するサービス提供の方法について検討します。
- カ．視覚障がい者・全身性障がい者の行動範囲を拡大するためのガイドヘルパーなど、障がい者の外出を支援する担い手となる人材の養成を促進します。

キ．積雪寒冷期において、障がい者が安全かつ円滑に移動できるよう、歩道の除雪等道路維持管理の充実を図ります。

1 - 6 社会参加・本人活動・余暇活動の充実

【施策の方向】

障がい者が地域で生き生きした生活を送ることができるよう、社会参加・本人活動・余暇活動のメニューの充実や、障がい者本人の自主的な活動に対する支援、障がい者同士あるいは地域の人と交流できる機会創出の充実を図ります。

【主要施策】

- ア．障がい者自ら実施する研修会やスポーツ又は趣味創作活動等の自主的な活動に対し、公共施設など活動の場を提供する等、障がい者本人の「主体性・自立性」を尊重するために本人活動の支援を行います。
- イ．障がい者の健康づくり、障がい者同士の交流を促進するため、障がい者スポーツ大会の開催や全道・全国規模の各種大会への参加を促進します。
- ウ．地域での夏祭など各種イベントを通じて、障がい者と地域との交流活動を促進し、障がい者に対する市民の理解を深めます。
- エ．空き店舗等を活用して、障がいの有無、種類に関係なく、誰もが、いつでも集い活動・交流できる場（サロン）の開設を促進します。
- オ．聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するため、手話通訳者派遣制度を推進します。
- カ．視覚障がい者が必要な情報が入手できるよう、専用読取装置対応の「SP コード」添付の印刷物などの普及を図り、コミュニケーションづくりを推進します。

2 地域で安心して生活をおくるために

検討施策内容

- 1．相談体制・機能の充実
- 2．保健・医療・リハビリテーションの充実
- 3．情報提供機能の充実
- 4．都市・生活環境のバリアフリー
- 5．介助者支援の充実
- 6．保育・教育・学習機会の充実
- 7．権利擁護体制の整備

2 - 1 相談体制・機能の充実

【施策の方向】

「りんくる」の総合的な相談機能の更なる充実を図り、地域における相談支援の拠点となるような体制整備、活用促進に努めます。

また、障がい者が自らの選択に基づきサービスを利用し、適切なケアマネジメントを受けられるようにするため、障がい者本人、りんくる、事業者、関連機関によるケア会議を推進するなど、ケアマネジメント機能の充実を図ります。

【主要施策】

- ア．障がい者の保健・福祉に関する相談窓口の一元化体制を整備します。
- イ．障がい者やその家族が、気軽に安心してサービス利用や生活上の悩みなど、様々な相談に応じられるよう、相談窓口機能の向上を図るとともに、ケースに応じて直接出向いて相談に応じる体制の整備を検討します。
- ウ．サービスを希望する障がい者の個々の状況に応じて、必要な保健・医療・福祉の各サービスを組み合わせて最適なサービスを提供できるケアマネジメント体制の整備に努めます。
- エ．障がい者に対して適切なケアマネジメントが提供できるよう、「(仮)サービス連絡調整会議」を開催し、関連機関・事業者等との連携及び調整機能の充実を図ります。
- オ．障がい者のケアマネジメントの推進を担うケアマネージャーの養成に努めます。
- カ．障がい者自らの経験等に基づき障がい者の相談を受けるピアカウンセラー（注４）の設置を検討します。
- キ．障がい者関係施設、団体を始め民生委員児童委員との連携を強化し、地域で支援が必要な障がい者などの実態や福祉ニーズに関する情報を把握できる体制づくりを推進します。

ク．小地域におけるケアシステムの実現に向けて、障がい者の身近な生活の相談に対し、適切な相談・助言を行うことができるよう、その担い手の育成・指導の充実を図ります。

【用語説明】

注４ ピアカウンセラー

ピアとは「仲間」という意味であり、同じ障がいがある仲間同士で、お互いが、生活の悩みや将来のことについて、話したり、聞きあったりすることをピアカンセリングといい、障がいを持つ相談員をピアカウンセラーという。

２－２ 保健・医療・リハビリテーションの充実

【施策の方向】

障がいの種類・程度や年代に応じ、日常生活における障がいの予防・早期発見あるいは軽減を図るため、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

【主要施策】

- ア．乳幼児の健全な発達・発育を図るため、乳幼児健康診査を推進し、事後指導を実施します。
- イ．安全な分娩と健康な赤ちゃんの出産のため、健康診査を推進します。
- ウ．健康上の不安を抱える乳幼児や妊婦に対して、訪問指導を実施します。
- エ．歯科診療所での受診が困難な障がい者の方に対して、歯科医が訪問し、診査や各種相談・指導を行う訪問歯科診査・指導を推進します。
- オ．じん臓機能障がい者が人工透析療法による医療費給付を受ける際の通院交通費助成を実施します。（再掲）
- カ．自宅で日常生活訓練が必要な若年の障がい者を中心に、理学療法士、作業療法士等の専門職員が行う「訪問リハビリテーション」を推進します。
- キ．機能回復訓練が必要な障がい者の方に対して、専門職員によるリハビリ教室を推進します。
- ク．障がい者の機能回復に、作業療法を通してリハビリテーション事業を実施します。

2 - 3 情報提供機能の充実

【施策の方向】

障がい者が適切なサービスの選択を行えるようにするため、多様な媒体を活用した情報提供を推進するとともに、障がい者同士あるいは地域との情報交換・交流を促進するための IT の有効な活用方法について検討します。

【主要施策】

- ア．障がい者が必要なサービスを受けられるよう、市広報や各種パンフレットを始め、視覚障がい者用ビデオ、あい・ボード、ホームページ等様々な媒体により、利用しやすく、わかりやすい情報提供を推進します。
- イ．障がいのある方の IT の利用を支援するパソコン・ボランティアの養成について周知するとともに、障がい者の方のパソコン利用に関する相談窓口についての周知を図ります。
- ウ．障がい者同士等の交流を促進するため、自ら情報を収集・発信できるよう、パソコンや携帯電話におけるメール等 IT を活用した方策について検討します。

2 - 4 都市・生活環境のバリアフリー

【施策の方向】

障がい者が地域で安心・快適な生活が送ることができるように、「石狩市福祉のまちづくり条例」に基づき、生活環境の整備を推進します。また、災害発生時などの緊急時における支援体制の充実を図ります。

【主要施策】

- ア．石狩市福祉のまちづくり条例に基づき、障がい者など誰もが安全かつ円滑に利用できるよう、公共的建築物・道路・公園等の整備を推進します。
- イ．障がい者が安全に外出し、社会参加できるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進するため、必要に応じて既存施設の改修を行います。
- ウ．障がい者の外出機会を増やし、社会参加を促進するため、市内の福祉マップを作成します。
- エ．身体上の理由で除雪が困難な重度の身体障がい者に対し、除雪サービスを推進します。
- オ．冬期の障がい者の安全と地域福祉の向上を目指し、町内会が協力して行うふれあい雪かき運動を推進します。
- カ．一人暮らしの重度の身体障がい者が日常生活の安全・安心に暮らすことができるよう、緊急通報システムの普及を推進します。

- キ．地域住民が災害時に防災活動を行えるように、自主防災組織の設置を促進します。
- ク．障がい者が日常生活の安全・安心に暮らすことができるよう、見守り・安否確認運動を推進します
- ケ．災害時に地域住民が迅速かつ安全に避難するために必要な地域防災マップを更新します。

2 - 5 介助者支援の充実

【施策の方向】

障がい者の介助は、ほとんどが母親が行っているのが現状であり、こうした母親への依存が長期間にわたる結果、障がい者本人が自立して生活するという意欲を喪失し、また、母親も子離れができない原因となっています。

こうしたことから、障がい者の自立を促し、介助者本人も地域で生き活きと生活できるように、介助者本人に対し、相談機能の充実を図ると同時に、レスパイトサービスについて検討する必要があります。

【主要施策】

- ア．支援費制度のサービス利用を促進するとともに、障がい者の方を日常的にケアしている家族などの介助者が、日中または宿泊での一時介護、送迎、外出支援など、地域において、手軽に利用できるレスパイトサービス（注5）の促進を図ります。
- イ．障がい者施設・団体などと連携を図り、障がい者の方を日常的に介助する家族などの介助者の方からの相談に対応できる体制の充実を図ります。
- ウ．障がい者の自立や交流を深めるとともに、その家族同士の交流を促進するため、障がい者団体等の育成や助成を行うなど、活動を支援します。
- エ．障がいの理解、介護技術等の向上を図るため、障がい者の家族教室や介護者教室を開催し、相互情報交換などのネットワークづくりを推進します。
- オ．心身障がい者の介護者が病気、事故等で一時的に介護ができなくなった場合に対応するため、ショートステイを推進します。（再掲）
- カ．介護者への労をねぎらうとともに在宅福祉の増進に資するため、介護手当を支給します。（再掲）

【用語説明】

注5 レスパイトサービス

レスパイトサービスとは、障がい児者をもつ親・家族を一時的に、一定の期間、その障がい児者の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、一息つけるようにする援助である。

2 - 6 保育・教育・学習機会の充実

【施策の方向】

障がい児の発達・自立を促すため、療育、保育、教育での支援の充実を図ります。
また、放課後に障がい児が身近な地域で活動できるよう、児童館活動等を推進します。

【主要施策】

- ア．障がいがある子どもの健やかな成長を促し、相談指導、療育、就学へとつなげるための療育推進体制を整備します。
- イ．心身に障がい等のある在宅の子どもに対し、適切な訓練や療育に努めるため子ども発達支援センターの充実を図ります。
- ウ．保育所、幼稚園における障がい児の受入の拡充に努めます。また、受入年齢の引き下げについて検討します。
- エ．障がいのある子どもの個々のニーズに応じた特別支援教育の推進を図ります。
- オ．障がいがある児童とない児童が身近な地域で共に活動し健やかに成長するよう、児童館活動や放課後児童健全育成事業への障がい児の参加を促進します。
- カ．保護者に対し、就学・教育に関する相談・指導体制の充実を図ります。
- キ．障がい者の生涯学習の参加を促進するため、手話通訳者の確保や車椅子に配慮した会場づくりなど、障がい者が参加しやすい環境整備に努めます。
- ク．障がい者の文化・芸術活動の成果を発表する場として、各種イベントの開催について検討します

2 - 7 権利擁護体制の整備

【施策の方向】

サービスの適切な利用を促すため、判断能力が不十分な人などに対し、成年後見制度の利用支援や助言を行う等、権利擁護体制を整備します。

【主要施策】

- ア．判断能力が十分でない障がい者が各種サービスの利用や財産管理等において、自分に不利な契約を結ぶことのないよう、成年後見制度の推進を図ります。
- イ．障がい者や家族の方からのサービスなどに関する様々な苦情・相談に対応できる体制を整備します。
- ウ．判断能力が十分でない障がい者に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等について支援を行う、北海道社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業（注6）の利用啓発を図ります。

【用語説明】

注6 地域権利擁護事業

痴呆性高齢者、知的障がい者、精神障がい者等日常生活に不安のある者に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その者の権利を擁護すること。

3 地域共生のまちづくりを目指して

検討施策内容

- | |
|---------------------------------------|
| 1．こころのバリアフリーの推進
2．ボランティア・コミュニティの創出 |
|---------------------------------------|

3 - 1 こころのバリアフリーの推進

【施策の方向】

障がい者が地域の中で市民と共に同等に暮らすことができる“共生社会”のまちづくりのため、ノーマライゼーション理念の浸透から、障がい者と市民の交流活動など様々な取り組みを通じ、市民に対する障がい者への理解・啓発を推進します。

【主要施策】

- ア．石狩市福祉のまちづくり条例の啓発を推進するとともに、福祉のまちづくりに関する施策の推進に努めます。
- イ．障がい者の社会参加やノーマライゼーションの普及啓発を目的とした「ふれあい広場いしかり」に、多くの市民の参加を促すため、その内容の充実を図ります。
- ウ．障がいについての市民の理解と関心を深めるため、「障がい者の日」「障がい者週間」の周知を図ります。
- エ．障がい者の理解を促進するため、福祉読本を活用した小学校での学習を推進するとともに、小・中学校への出前講座を実施します。
- オ．保育園、幼稚園、小・中学校の児童・生徒と障がい者が交流できる場づくりについて支援し、障がいに対する正しい理解の啓発を進めます。
- カ．ボランティア活動普及事業協力校の指定事業の拡大を支援し、障がいに対する正しい理解及びボランティア意識の醸成に努めます。
- キ．社会教育、生涯学習の場において、障がい者についての理解を深めるための内容を積極的に取り入れるように開催者などに働きかけます。

3 - 2 ボランティア・コミュニティの創出

【施策の方向】

障がい者の地域における自立生活支援を推進する団体、NPO、市民の有効活用、支援、育成し、地域社会の中で障がい者を支えるシステムの構築を推進します。

【主要施策】

- ア．社会福祉協議会等と連携し、重度のひとり暮らし障がい者等の安否確認などを目的とした、近隣での見守り・声かけ活動を促進します。
- イ．障がい者の地域における自立生活支援を推進する団体等が取り組んでいる様々な活動を支援するとともに、市民に対し周知を図ります。
- ウ．障がい者の地域における自立生活を支える人材を確保するためのホームヘルパー研修を始め、手話、外出支援、朗読等の技術ボランティアの養成を促進します。
- エ．社会福祉協議会との連携を図り、ボランティアに関する情報を共有し、障がい者の生活ニーズとボランティア活動の調整を図ります。
- オ．障がい者が市外へ外出する際に、市外のボランティアを有効に活用できる仕組みづくりを検討します。
- カ．障がいの理解、介護技術等の向上を図るため、障がい者の家族教室や介護者教室を開催し、相互情報交換などのネットワークづくりを推進します。（再掲）